

日弁連の司法改革推進計画の進捗状況

2003.4.14

1. はじめに

2002年4月発足の本林執行部の第一方針

- ①審議会意見書の趣旨に基づく「市民の司法」の実現をめざして、推進計画にしたがった作業に積極的に対応していくこと
- ②国民に開かれた透明な立法作業を進めること
(2003.1に全検討会で議事録顕名化が実現)

2. 弁護士制度改革（自らの改革課題）

(1) 弁護士会のあり方の改革

透明化・実効化し、説明責任を果たす。そのことによって国民の一層の信頼を得ること

イ、綱紀・懲戒制度については、今回の立法作業に先立って、多方面にわたる改革に着手してきたこと

とくに市民からなる新設の綱紀審査会設置について、2002年2月、12月に臨時総会を開催、法律成立後は他の事項とあわせ、本年秋に会則等を定める総会を開く予定。すでに課を新設し、職員採用などの実施の準備に入っていること

ロ、弁護士会運営のあり方の改革

- ・会運営に市民の意見を聴く市民委員会の設置を進めていること
- ・総会と議事録の公開、弁護士白書の定期刊行、市民向けホームページの拡充などがすでに行われていること

(2) 弁護士の活動領域の拡充と社会的責任の実践

- ・弁護士が法廷活動以外の分野に進出しつつあること
- ・さらに弁護士の公務就任、営業等の自由化がされることで拍車がかかる
- ・それらを視野に入れて、弁護士倫理の全面的改正作業が進行中であること
- ・国際活動も活発になり、各国の法制度整備支援事業だけでも、カンボジア、ベトナム、インドネシア、ラオス、ウズベキスタンなどに広がっていること

(3) 市民の弁護士へのアクセスの拡充

- ・全国各地に法律相談センター設置し249となり、地裁支部253カ所の中で不在の地域は4カ所に減少。
- ・全国の弁護士会の2001年の年間相談件数は約50万件に
- ・ゼロワン地域解消のための弁護士常設型公設事務所の設置は、2000年からはじまり、現在16カ所（2002年だけで8カ所）、残り61カ所（内ゼロ地域が21カ所）

- ・以上の事業のため全会員から特別会費を徴収し、総額は毎年2億円をこえる
- ・報酬の透明化・合理化のため、①報酬情報の開示②説明義務③書面作成義務など規則づくりの進行
- ・報酬基準規程の廃止に伴い、市民へ何らかの目安づくりが必要。公取との協議を経て、全会員アンケートによる実勢価格の調査結果を示すことで、情報提供する

(4) 弁護士の執務態勢の強化

- ・法律事務所の共同化の進行(1人の事務所の弁護士数は総数の半分以下となり、11人以上の事務所の弁護士数比率が11.4%、5年前は100人以上の事務所はゼロ、今は5)
- ・法人化の進行(2002.4.1からはじまり、1年間で75件)
- ・内容面では、IT利用などによる研修が強化され、総合研修センターを6月に設置予定

3. 法科大学院関連

- ・日弁連法務研究財団を第三者評価実施機関として立ち上げる
- ・弁護士実務家教員候補者名簿を整備したこと
- ・教材、カリキュラムなどの作成、提供してきたこと(IT利用の模擬法廷も)
- ・財政支援についてのシンポ、アンケート実施、提言など
- ・新司法修習、移行期修習の受入れ体制を構築すること
- ・新司法試験の内容づくりにも参加

4. 裁判官制度改革

- ・2001年12月最高裁との弁護士任官で合意、これを受けて2002年中に全国8ブロックすべてに適格者推薦委員会を設置、32名の任官者及び候補者を出したこと
- ・最高裁と非常勤裁判官制度創設の協議と合意、30名が7庁で執務予定、現在募集手続に入っている
- ・判事補が弁護士の職務経験を積む制度についても最高裁と協議中

5. 裁判員制度導入の取組み

- ・2002.7に具体的制度設計要綱を作成
- ・数多くのシンポ、研究会の実施
- ・全国33の弁護士会で模擬裁判劇を実施(予定は4会)、
- ・民間公聴会を全国8ヶ所で実施(計1800人の参加)
- ・2003.3末に裁判員ドラマ「裁判員一きめるのはあなた」を作成、全国上映運動(すでに60カ所以上の予定)へ
- ・6月に「市民参加の刑事手続」で国際会議を開催予定